

外国法事務弁護士登録審査手続規程

(昭和六十二年一月二十四日会規第二十六号)

改正 平成 六年 三月 三日

同 一三年一〇月三十一日

同 二〇年一月五日

同 二六年一月五日

令和 三年 三月 五日

同 三年 六月一日

目次

第一章 通則(第一条—第二十四条)

第二章 登録又は登録換えの請求の審査(第二十五条—

第二十七条)

附則

第一章 通則

(目的)

第一条 この規程は、外国特別会員基本規程(会規第二十五号)第四十七条の規定に基づき、外国法事務弁護士

登録審査会(以下「登録審査会」という。)の審査に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(招集)

第一条の二 登録審査会は、登録審査会の会長(以下「会長」という。)が招集する。

(出席の方法等)

第一条の三 前条の場合において、委員は、災害の発生その他のやむを得ない事由により登録審査会の開催場所において出席することが困難なときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするこ
とができる方法(以下「通信システム」という。)によ
つて、弁護士会、弁護士会支部、弁護士会連合会その他
会長が許可した場所(以下「弁護士会等」という。)か
ら登録審査会に出席することができる。ただし、弁護士
会等からの出席の可否及び出席の方法については、あら
かじめ会長の許可を得なければならない。
2 通信機器の故障等により、映像又は音声による認識が
困難となった場合、弁護士会等から出席する委員は、審
査及び議決に加わることができない。

(除斥)

第二条 会長、委員及び予備委員は、三親等以内の親族に

関する事案の審査に関与することができない。

(忌避)

第三条 会長、委員又は委員を代理する予備委員について審査の公正を害するおそれがあるときは、当事者は、忌避の申立てをすることができる。

2 登録審査会は、前項の申立てに対し、速やかに決定しなければならない。

(回避)

第四条 会長、委員及び予備委員は、前条第一項に規定する場合には、回避することができる。

(職務の代行)

第五条 会長が除斥され、忌避され、又は回避したときは、外国特別会員基本規程第四十三条第四項の規定に従い、日本弁護士連合会（以下「連合会」という。）の副会長が会長の職務を行う。

(審査開始の通知)

第六条 登録審査会は、審査の請求を受けたときは、遅滞なく審査を開始しなければならない。

2 登録審査会は、審査を開始するに当たっては、審査開始通知書を、当事者及び登録若しくは登録換えの請求の進達又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する

- 3 -

法律（昭和六十一年法律第六十六号）第三十二条の規定による報告をした弁護士会（以下「当該弁護士会」という。）に送達しなければならない。

3 当事者に対する審査開始通知書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第八条第一項の規定により代理人及び補佐人の選任ができること。

二 第十条の規定により証拠書類等の提出ができること。

三 第十六条の規定により申立てがあったときは意見を述べる機会が与えられること。

(審査の方式)

第七条 登録審査会の審査は、公開しない。

2 登録審査会の審査は、書面による。

(代理人及び補佐人)

第八条 当事者は、弁護士、弁護士法人及び弁護士・外国法律事務所共同法人（以下「共同法人」という。）の中から代理人を、外国法律事務所、外国法律事務所・外国法律事務所及び共同法人の中から補佐人を、それぞれ選任することができる。

2 当事者は、代理人又は補佐人を選任したときは、その

- 4 -

氏名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。以下同じ。）又は名称、事務所（弁護士法人、外国法事務弁護士法人及び共同法人にあつては、主たる事務所の名称及び所在場所）及び所属弁護士会（弁護士法人、外国法事務弁護士法人及び共同法人にあつては、主たる事務所の所在する地域において所属する弁護士会）の名称を登録審査会に書面で届け出なければならない。代理人若しくは補佐人を解任したとき、又は届け出た事項に変更があつたときも、同様とする。

3 弁護士法人又は共同法人が代理人に選任された場合には、当該弁護士法人又は共同法人は、その社員又は使用人である弁護士の中から代理人の職務を行うべき者を指名し、その氏名、事務所及び所属弁護士会の名称を登録審査会に書面で届け出なければならない。代理人の職務を行うべき者を変更したときも、同様とする。

4 外国法事務弁護士法人又は共同法人が補佐人に選任された場合には、当該外国法事務弁護士法人又は共同法人は、その社員又は使用人である外国法事務弁護士の中から補佐人の職務を行うべき者を指名し、その氏名、事務所及び所属弁護士会の名称を登録審査会に書面で届け出

- 5 -

なければならない。補佐人の職務を行うべき者を変更したときも、同様とする。

5 代理人は、当事者のために独立して、この規程に定める行為をすることができる。

6 補佐人は、当事者又は代理人と共に、登録審査会に出頭して、これらを補佐することができる。補佐人の陳述は、当事者又は代理人が、直ちに取り消し、又は更正しない限り、当事者の陳述とみなす。

7 次に掲げる者は、代理人となることができない。

一 連合会の会長及び副会長並びに事務総長、事務次長その他の職員

二 登録審査会の委員、予備委員及び調査員（求意見等）

第九条 連合会は、当該弁護士会に対し、その事案に関する意見又は記録の提出を求めることができる。

2 登録審査会は、当該弁護士会の申出があつたときは、意見を述べる機会を与えなければならない。

（証拠書類等の提出）

第十条 当事者は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、登録審査会が証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内に

- 6 -

これを提出しなければならない。

(参考人の陳述及び鑑定の要求)

第十一条 登録審査会は、適当と認める者に、参考人としてその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることができる。

(物件の提出要求)

第十二条 登録審査会は、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求めることができる。

(照会)

第十三条 登録審査会は、関係人及び官公署その他に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。

(検証)

第十四条 登録審査会は、必要な場所又は物について検証をすることができる。

(当事者の審尋)

第十五条 登録審査会は、当事者を審尋することができる。

2 前項の場合において、当事者並びに代理人及び補佐人が、災害の発生その他のやむを得ない事由により審尋の開催場所において出席することが困難であるとして、通信システムによって弁護士会等から審尋に出席することを希望するときは、会長は、これを許可すること

ができる。

(当事者の陳述)

第十六条 登録審査会は、当事者の申立てがあつたときは、書面又は口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

(調査委員の指定)

第十七条 登録審査会は、審査に関し必要があるときは、委員の一人又は数人を調査委員に指定し、事案を調査させることができる。

2 調査委員は、調査の結果を登録審査会に報告しなければならない。

(調査員)

第十八条 調査員は、登録審査会の命を受けて、登録審査会が審査する事案について調査を行うほか、登録審査手続の調査、研究その他登録審査会が必要と認める事務を行う。

2 調査員は、連合会の事務総長の推薦に基づき、連合会の会長が任命する。

3 調査員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

4 調査員は、事案の調査に当たっては、会長又は委員の

指示を受ける。

5 調査員は、登録審査会の求めにより、登録審査会に出席しなければならない。ただし、自ら審査をし、又は意見を述べることはできない。

6 調査員は、登録審査会の求めに応じて、調査の結果を登録審査会に報告しなければならない。

7 第二条から第四条までの規定は、調査員について準用する。

(議決等の報告)

第十九条 登録審査会は、議決をしたときは、速やかに、書面により、議決の結果及び理由を連合会に報告しなければならない。

(議事録)

第二十条 登録審査会を開催したときは、議事録を作成し、出席した会長及び委員二人以上がこれに署名押印しなければならない。

(書記)

第二十一条 連合会の事務総長は、事務局の職員の中から登録審査会の書記を指名する。

2 書記は、登録審査会の命を受けて、審査に関する文書の作成、送達その他の事務をつかさどる。

3 第二条から第四条までの規定は、書記について準用する。

(文書の送達)

第二十二条 文書の送達は、送達すべき者に交付し、又は配達証明取扱いの書留郵便によって行う。

2 文書の送達は、これを受けるべき者の所在が知れないときその他前項の規定によることができないときは、公示の方法によってすることができる。

3 公示の方法による送達は、連合会がその文書を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を連合会の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報に掲載して行うものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して十四日を経過した時に、その文書の送達があつたものとみなす。

(記録の閲覧等)

第二十三条 当事者及びその代理人又は補佐人は、証拠書類及び証拠物を閲覧し、かつ、謄写することができる。ただし、その日時及び場所は、会長の指示に従わなければならない。

2 参考人の陳述、鑑定及び検証の結果を記載した書面を作成したときも、前項と同様とする。

(秘密の保持)

第二十四条 会長、委員、予備委員、調査員及び連合会の職員は、登録審査会の審査及び議事に関し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第二章 登録又は登録換えの請求の審査

(審査の請求)

第二十五条 連合会は、弁護士会から外国法事務弁護士名簿の登録又は登録換えの請求の進達を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、登録審査会に対し、その事案の審査を請求しなければならない。

2 登録又は登録換えの請求をした者が請求の日から二か月を経て審査を申し出たときも、前項と同様とする。

(登録又は登録換え)

第二十六条 連合会は、登録審査会がその審査により登録又は登録換えをすべき旨の議決をしたときは、速やかに、外国法事務弁護士名簿の登録又は登録換えをしなければならない。

(登録又は登録換えの拒絶)

- 11 -

第二十七条 連合会は、登録審査会がその審査により登録又は登録換えを拒絶すべき旨の議決をしたときは、速やかに、決定で登録又は登録換えを拒絶しなければならない。

2 連合会は、前項の規定により登録又は登録換えを拒絶したときは、その旨及びその理由を、当事者に、速やかに書面で通知しなければならない。

附則

この規程は、理事会の定める日(昭和六十二年四月一日)から施行する。

附則 (平成六年三月三日改正)

第六条第一項及び第二十七条第二項(新設)の改正規定は、理事会の定める日(平成六年三月三日)から施行する。

附則 (平成一三年一〇月三一日会規第四九号)

弁護士法人制度創設に係る弁護士法改正に伴う外国特別会員関係会規整備に関する規程 第八条改正)

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成二〇年一月五日会規第九二号)

外国法事務弁護士の職務上の氏名に関する

- 12 -

規程の制定に伴う外国特別会員関係会規の整備に関する規程（第八条改正）抄

1 この規程は、成立の日から起算して二年を超えない範囲内において理事会で定める日から施行する。

（平成二十一年一月一七日理事会決議で平成二十二年一月一日から施行）

附 則（平成二六年一月五日会規第一〇一号

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規（外国特別会員関係）の整備に関する規程 目次、第一条、第一条の二、第二条、第三条、第四条、第五条、第六条、第八条、第九条、第一〇条、第一条、第一三条、第一六条、第一七条、第一八条、第一九条、第二二条、第二二条、第二三条、第二章の章名、第二五条、第二六条、第二七条改正）抄

第一条 この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十九号）の施行の日から施行する。（後略）

（平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一

- 13 -

日から施行）

第二条 第一条の規定による改正後の外国法事務弁護士登録審査手続規程の規定は、特別の定めがある場合を除き、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に登録、登録換え又は登録取消しの請求があつた事案についても適用する。ただし、第一条の規定による改正前の外国法事務弁護士登録審査手続規程の規定により生じた効力を妨げない。

附 則（令和三年三月五日改正）

第一条の三（新設）及び第十五条第二項（新設）の改正規定は、令和三年三月五日から施行する。

附 則（令和三年六月一日会規第一一五号

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規（外国特別会員関係）の整備に関する規程 第六条、第八条改正）

この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）第二条の規定の施行の日から施行する。

（令和四年政令第四一号で令和四年一月一日か

- 14 -

ら
施
行
)